

最新・中国法ニューズレター

——— 第 6 号 ———

発行者：上海董孝銘弁護士事務所
所長・弁護士 董 孝銘
上海市南京西路 881 号
静安新時代 13 階 10 室
TEL / 021-6122-9507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

目 次

案 件 分 析：社員に労働契約書を渡さないなら、どうなるか・・・・・・・・・・
P2

重要法規解説：税関総署の「中華人民共和国税関行政処罰事件処理手順規定」P3

主 要 法 令： 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・
P4

案件分析

社員に労働契約書を渡さないなら、どうなるか

一、事実経緯

A 社員は B 社と労働契約を結んだ後、その契約書を渡されなかったため、労働
仲裁委員会に仲裁を申し立て、B 社がその不交付による二倍賃金差額を支払うよう
求めた。

二、裁決

仲裁委員会は、B 社は A 社員との間に契約を交わしており、その 1 部を渡さな
かった状況に鑑み、A 社員の B 社への二倍賃金差額の請求を支持しないと裁決し
た。A 社員はその裁決に不服があり、裁判所に訴えを提起した。

三、判決

裁判所は開廷後双方の主張と事実を確かめ、「労働契約法」第 16 条の「労働契
約は使用者と労働者との協議で一致し、かつ使用者は労働者と労働契約書に署名
または捺印して発効する。労働契約書は使用者は労働者とそれぞれ一部を保有す
る。」規定と、同法第 81 条の「雇用者が提供する労働契約書に本法で規定され
ている労働契約必須条項が記載されていない、または雇用者が労働契約書を労働
者に交付していない場合、労働行政部門が是正を命じる。労働者に損害を与えた
場合、賠償責任を負わなければならない。」の規定に照らし、B 社は A 社員との
間に労働契約書を結んでおり、A 社員にそれを渡していないことは、双方が締結
した労働契約の無効を齎す結果にならず、または双方が書面による労働契約を締
結していないことと同一視されるべきではない。そして A 社員は B 社による労働
契約書の未交付によって損害を破った挙証をしていないため、A 社員の B 社への
二倍賃金差額の訴求を退けた。

四、コメント

- 1、実務上、一部の使用者は労働契約書を労働者に交付していない状況が生じてお
り、もし、労働者は「労働契約法」第 16 条によって労働部門に告発したら、労
働部門よりその告発によって、その企業への立ち入り調査、期限付き改正指令書、
または処理決定書を下される恐れがあることに企業の人事担当を含めぜひ留意
してほしい。
- 2、労働契約書を労働者に渡してあれば、労働条件について労使間で共通認識を持つこ
とになり、判断に迷った時など確認しながら業務にあたることができるので、トラブ
ルが起きにくくなる。

重要法規解説

「中華人民共和國税関行政処罰事件処理手順規定」

税関総署は 2021 年 6 月 16 日に「中華人民共和國税関行政処罰事件処理手順規定」（以下、「手順規定」という）を公布し、今月 15 日から実施する。「手順規定」は 8 章 125 条によって構成されており、その主旨は以下のとおりである。

一、背景

税関は、新たに改正された「行政処罰法」の今月 15 日の実施に合わせて、その要求に対応できるよう、公正、文明的に法律執行を厳格に規範化させることを推し進め、税関の法律執行の実状を結び付けて関連規定を修正し、最新版の「手順規定」の公布、実施するとした。

二、主な改訂内容

第一、「行政処罰法」の教育と処罰を結びつけることを事件処理の原則とし、初回違法と主観的過失なしなどの状況に対する行政処罰をしない規定、当事者は積極的に税関の調査に協力し、処罰を認める又は違法行為による危害の結果が比較的軽いことを軽いまたは軽減する情状として酌量する条項、処罰の裁量基準を明確にして公布すべき条項、及び重大伝染病などの突発事件の速やかに重い処罰条項などを追加した。

第二、行政処罰情報公示、法律執行全過程記録、行政執行人員資格、不法証拠排除、適時立案、処罰時限、処罰決定公開、聴取調書効力、簡易手順などの条項を新たに取り入れ、事件の手続きを更に規範化させる。違法的な疑いがある貨物、物品、運送用具はすでに税関に法により差押えられた場合、当事者は税関に担保を提供し、差押えの免除または解除を申請することができる。

第三、「行政処罰法」の一部の新規規定に合わせて、「民事訴訟法」とその司法解釈を結合し、法律文書の電子送達及び住所確認制度を細分化し、送達効率を向上させる。当事者の陳述、弁明権利保障関連規定を完備し、個人に対して一万元以上の違法所得を没収し、法人又は他の組織に対して 10 万元以上の違法所得を没収し、資質等級を引下げ、許可証を取り消し、生産操業を停止し、閉鎖を命じ、従業を制限し、その他重い行政処罰などを含め、税関は当事者に聴取を有する権利を告知し、当事者が求めた場合、税関は聴取を行うべきである。

第四、事件の地域管轄規定を改善し、明確にし、案件の処理期限の条項が新たに追加され、税関行政処罰案件の処理期限は「六ヶ月」以内とし、税関の責任者の許可を経

て六ヶ月内に、特殊事情のある場合、直属税関責任者の全体確定の上、更に延長ができる。

第五、現行の税関の「簡単事件手順」を「快速処理」に修正し、事実が明らかであり、当事者が自ら過ちを認めたという前提の下で、税関は証拠取得、審査、審査手続きを簡素化することができる。

第六、実務上多く反映された問題について、「手順規定」は法律の範囲内で関連制度を完備し、委託事項、代理権限不明などの問題を見直し、電子データの検証規範性を強化し、郵送と公告送達条項を入れ替えた。

主要法令

No	法 律 名 称	施行日
1	税関総署の「中華人民共和国税関行政处罚事件処理手順規定」『重要法規解説』をご参照下さい)	2021/06/16
2	市場監督管理総局の「「国家標準サンプル管理弁法」の配布に関する通知」	2021/05/31
3	工業情報化部、科学技術部、財政部などの「製造業の優良企業育成の加速に関する指導意見」	2021/06/01
4	最高検、司法部、財政部などの「事件に関わる企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズムの構築に関する指導意見（試行）」	2021/06/10
5	全人代常務委員会の「中華人民共和国反外国制裁法」	2021/06/10
6	全人代常務委員会の「中華人民共和国海南自由貿易港法」	2021/06/10
7	税関総署の「検査を実施すべき輸出入商品リストの調整に関する公告」	2021/06/10
8	国家税務総局の「企業所得税若干政策徴収管理計算値問題に関する公告」	2021/06/22
9	工業情報化部の「工商部門の営業許可証と主管部門の許可証との分離の改革深化に関する通知」	2021/06/29
10	国家税務総局、国家外貨管理局の「サービス貿易等項目の対外支払税務届出問題に関する補充公告」	2021/06/29
11	国家税務総局の「重大税務事件審理弁法の改定に関する決定」	2021/08/01
12	最高裁の「人民法院オンライン訴訟規則」	2021/08/01

13	全人代常務委員会の「中華人民共和国データ安全法」	2021/09/01
14	全人代常務委員会の「「中華人民共和国安全生産法」の改定に関する決定」	2021/09/01

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）